

健康福祉審議会こども分科会 専門部会の設置について

専門部会の設置について

■加賀市健康福祉審議会条例

(専門部会)

第9条 分科会に、専門部会を置くことができる。

■加賀市健康福祉審議会規則

(専門部会)

第5条 条例第9条の専門部会(以下「部会」という。)は、分科会の会長が特定の事項を調査審議するため必要と認めるときに、審議会の会長の同意を得て置くことができる。

2 部会は、委員20人以内をもって組織する。

3 部会に、会長及び副会長を置くことができる。